

# 座席ベルト非着用時警報装置性能試験方法

制定：平成23年4月1日

改定：令和2年3月31日

平成31年3月15日

## 1. 施行期日

この試験方法は、平成23年4月1日から施行する。ただし、令和2年3月31日に改定した規程は、令和2年4月1日から施行する。

## 2. 適用範囲等

この試験方法は、自動車事故対策機構（以下、「機構」という。）が実施する自動車等アセスメント情報提供事業における試験のうち、専ら乗用の用に供する乗車定員10人未満の自動車及び貨物の運送の用に供する車両総重量2.8トン以下の自動車の運転者席以外の座席（貨物自動車の折りたたみ座席を除く。）の座席ベルト非着用時警報装置（以下、シートベルトリマインダー（SBR）という。）について適用する。

## 3. 用語の意味

この試験方法中の用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「助手席ベルト警報」とは、助手席の乗員が座席ベルトを着用せずに走行している時に警報するものをいう。
- (2) 「助手席初期警報」とは、助手席の乗員が座席ベルトを着用せずに走行を開始しようとした時に警報するものをいう。
- (3) 「後席ベルト警報」とは、後部座席の乗員が座席ベルトを着用せずに走行を開始しようとした時や走行している時に警報するものをいう。
- (4) 「視覚警報」とは、警報装置の灯光の点灯若しくは点滅又は画面の表示による警報をいう。
- (5) 「聴覚警報」とは、チャイム、ブザー、メロディー及びボイスメッセージ等による警報をいう。
- (6) 「言語指示警報」とは、視覚警報のうち、文字表示（テキストメッセージ）による警報、聴覚警報のうちボイスメッセージによる警報をいう。
- (7) 「座席ベルト着用状態」とは、当該座席に乗員が乗車し、座席ベルトを着用した状態をいう。
- (8) 「座席ベルト非着用状態」とは、当該座席において乗員が乗車し座席ベルトのバックルが結合されていない状態又はシートベルト巻取装置から引き出されたシートベルトの長さが10 cm 以下の状態であり、当該座席以外の座席において乗員が乗車していない状態又は座席ベルトを着用した状態をいう。
- (9) 「チェンジオブステータス警報」とは、車両速度が25km/hを超えて走行している時に「座席ベルト着用状態」から「座席ベルト非着用状態」になった際に警報するものをいう。
- (10) 「車速測定装置」とは、試験自動車の速度を測定する装置をいう。
- (11) 「UN-R16-07」とは、座席ベルトに係る協定期則（車両並びに車両への取付け又は車両における使用が

可能な装置及び部品に係る調和された技術上の国際連合の諸規則の採択並びにこれらの国際連合の諸規則に基づいて行われる認定の相互承認のための条件に関する協定に附属する規則) 第16号の第7改定版をいう。

#### 4. 自動車製作者等からのデータの提供

自動車製作者等は、試験準備に必要な次のデータを機構へ提供することとする。

- (1) 試験準備に係る特別確認事項（当該車種又は当該車種を含む一定の車種に固有な試験準備に係る確認事項）
- (2) 付属書 1「試験自動車諸元及びシートベルトリマインダー(SBR)データシート[自動車製作者等記入用]」
- (3) 試験車両が UN-R16-07 に適合するものは、当該基準に適合することが明記された部分についての以下のいずれかの書面
  - ・ 諸元表の写し
  - ・ 協定規則に基づく認定証の写し

#### 5. 試験設備等

##### 5.1 試験路等

試験路は平坦なアスファルト舗装路面であること。

視覚警報視認性試験を実施する場所は、平坦かつ水平であること。

##### 5.2 車速測定装置

各試験における試験速度の測定精度は±1%以内であること。

##### 5.3 三次元測定装置

試験自動車の車両の寸法測定及びHPマネキンの着座位置等の測定に使われる三次元測定装置の精度は0.5mm/m以下とする。

#### 6. 試験方法及び試験結果の記録

試験機関は、自動車製作者等から提供された付属書1により、「助手席ベルト警報」、「後席ベルト警報」及び「チェンジオブステータス警報」が装備されている座席毎に、以下の手順に従い確認を行い、その結果を付属書2に記録すること。

なお、UN-R16-07に適合するものは、以下、6.1、6.1.1、6.2.1における「運転者席の乗車位置からの確認」に係る項目の試験に適合するものとして、当該試験を省略し判定を「適」とすることができる。

##### 6.1 助手席ベルト警報

- (1) 次の3方式の作動条件のうち、自動車製作者等から提供された付属書1により、申告された全ての作動条件で警報が作動することを確認した場合は、適と記録すること。ただし、車両が後退しているとき及び速度が10km/h未満で前進しているときは、助手席ベルト警報を作動させないことができる。

- ① 走行開始後、60秒以内
- ② 走行開始後、500m以内

### ③ 走行開始後、25km/h以内

- (2) 発した警報の種類（「視覚警報」「聴覚警報」「言語指示警報」別）。
- (3) 6.1(1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上（3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。）作動していることを確認した場合は、適と記録すること。また、30秒を超える連続した休止時間を有している場合は、否と記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員の乗車位置から確認することができた場合は、それぞれの欄に適と記録すること。

「視覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが確認できる位置にあり、日中に他の警報と明確に判別できるもの（他の座席ベルトに係るものを除く。）であることの確認を行い、その結果を記録すること。

「聴覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが警報としての確認を行い、その結果を記録すること。
- (5) 警報が作動中に当該座席の座席ベルトを「座席ベルト着用状態」とした際に警報が解除されることを確認した場合は、適と記録すること。
- (6) 「座席ベルト着用状態」となるまで警報が解除されない「助手席初期警報」を備えているものにあつては、6.1(1)の作動が既に開始しているものと見なす。（但し、6.1(3)の走行開始後の作動時間30秒以上は、確認して記録すること。）

#### 6.1.1 チェンジオブステータス警報

- (1) 助手席において、車両速度が25km/hを超えて走行している時に座席ベルトの着用状態が「座席ベルト着用状態」から「座席ベルト非着用状態」となった場合において、直ちに警報の作動が確認できた場合は、適と記録すること。
- (2) 発した警報の種類（「視覚警報」「聴覚警報」「言語指示警報」別）。
- (3) 6.1.1(1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上（3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。）作動していることを確認した場合は、適と記録すること。また、30秒を超える連続した休止時間を有している場合は、否と記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員のいずれかの乗車位置から確認することができた場合は、それぞれの欄に適と記録すること。

「視覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの（他の座席ベルトに係るものを除く。）であることの確認を行い、その結果を記録すること。

「聴覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが警報としての確認を行い、その結果を記録すること。
- (5) 警報が作動中に当該座席の座席ベルトを「座席ベルト着用状態」とした際、警報が解除されることを確認した場合は、適と記録すること。

#### 6.2 後席ベルト警報

- (1) 次に定める作動条件のうち、自動車製作者等から提供された付属書1により、申告された全ての作動条件で警報が作動することを確認した場合は、適と記録すること。ただし、車両が後退しているとき及び速度が10km/h未満で前進しているときは、後席ベルト警報を作動させないことができる。

- ① 走行開始後、60秒以内
  - ② 走行開始後、500m以内
  - ③ 走行開始後、25km/h以内
  - ④ イグニッションON時
  - ⑤ ドア開閉時
- (2) 発した警報の種類（「視覚警報」「聴覚警報」「言語指示警報」別）。
- (3) 6.2 (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上（3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。）作動していることを確認した場合は、適と記録すること。また、30秒を超える連続した休止時間を有している場合は、否と記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員のいずれかの乗車位置から確認することができた場合は、それぞれの欄に適と記録すること。
- 「視覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが確認できる位置にあり、日中に他の警報と明確に判別できるもの（他の座席ベルトに係るものを除く。）であることの確認を行い、その結果を記録すること。
- 「聴覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが警報としての確認を行い、その結果を記録すること。
- (5) 警報が作動中に当該座席の座席ベルトを「座席ベルト着用状態」とした際に警報が解除されることを確認した場合は、適と記録すること。

#### 6.2.1 チェンジオブステータス警報

- (1) 後部座席において、車両速度が25km/hを超えて走行している時に座席ベルトの着用状態が「座席ベルト着用状態」から「座席ベルト非着用状態」となった場合において、直ちに警報の作動が確認できた場合は、適と記録すること。
- (2) 発した警報の種類（「視覚警報」「聴覚警報」「言語指示警報」別）。
- (3) 6.2.1 (1)の作動開始条件を満足している状態において、発した警報の作動時間が30秒以上（3秒を超える休止時間がある場合には当該休止時間を除く。）作動していることを確認した場合は、適と記録すること。また、30秒を超える連続した休止時間を有している場合は、否と記録すること。
- (4) 発した警報が運転者席又は当該座席乗員のいずれかの乗車位置から確認することができた場合は、それぞれの欄に適と記録すること。
- 「視覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが確認できる位置にあり、日中に、他の警報と明確に判別できるもの（他の座席ベルトに係るものを除く。）であることの確認を行い、その結果を記録すること。
- 「聴覚警報」は、運転者又は当該座席乗員のいずれかが警報としての確認を行い、その結果を記録すること。
- (5) 警報が作動中に当該座席の座席ベルトを「座席ベルト着用状態」とした際、警報が解除されることを確認した場合は、適と記録すること。

#### 6.2.2 後席視覚警報視認性

「視覚警報」がセンターコンソール部に装備された場合に実施するものとし、発した警報が当該座席乗員の乗車位置から確認できる場合は、適と記録すること。

#### 6.2.2.1 試験対象座席

試験の対象座席は後席（2列目席以降全て）とする。

なお、両外側席のうちどちらか一方の結果を流用できる場合は、片側で代表することができ、明らかに視覚警報が確認できると判断できる座席については、試験を省略することができる。

#### 6.2.2.2 座席調整

##### 6.2.2.3 前席（1列目の座席）

- (1) 前席は、シートレールにより前後方向に調節できる場合には、前後方向の中間位置に調節する。ただし、前後方向の中間位置に調節できない場合には、前後方向の中間位置よりも後方であってこれに最も近い調節可能な位置に調節することとする。
- (2) 前席は、上下方向（シートロア・座面・シートバックの角度が同時に変わるものを除く。）に調節できる場合には、上下方向の最低位置に調節する。
- (3) 前席は、シートバック角度が調節できる場合には、これを設計標準角度に調節する。また、シートバックの腰部サポート部が調節できる場合には、これを最後端位置に調節する。
- (4) 前席は、頭部後傾抑止装置が上下方向に調節できる場合には、これを上下方向の最上段のロック等の位置に調節する。
- (5) 6.2.2.3 (1) から (4) に該当しない調節機構がある場合には、設計標準位置又は設計標準角度に調節する。

##### 6.2.2.4 後席（2列目以降の座席）

- (1) 後席がシートレールにより前後方向に調節できる場合には、設計標準位置に調節する。
- (2) 後席が上下方向（シートロア・座面・シートバックの角度が同時に変わるものを除く。）に調節できる場合には、上下方向の最低位置に調節する。
- (3) 後席のシートバック角度が調節できる場合には、これを設計標準角度に調節する。また、シートバックの腰部サポート部が調節できる場合には、これを最後端位置に調節する。
- (4) 後席の頭部後傾抑止装置が上下方向に調節できる場合には、これを上下方向の最上段のロック等の位置に調節する。
- (5) 6.2.2.4 (1) から (4) に該当しない調節機構がある場合には、設計標準位置又は設計標準角度に調節する。

##### 6.2.2.5 測定準備

- (1) 荷重により車両姿勢が影響を受けないように車両をできるだけ水平に固定する。
- (2) 試験対象座席に当該座席の乗員中心面とHPマネキン（足の装着は不要とする。）の左右中心面が一致するように100Nの後方水平荷重を掛けてHPマネキンを搭載する。その後、左右の大腿部及び臀部のウエイトを取り付け、最後に8個の胸部のウエイトを左右交互に取り付ける。ハンガーバーと同じ高さで10Nの後方水平荷重を掛けトルソ角を安定させる。搭載完了後のHPマネキンのトルソの対地角度を測定する。なお、HPマネキンが滑る場合には、座席上に滑り止めマット（試験に影響のない厚みのものに限る。）を敷くことができる。
- (3) 固定した試験車両の傾きを3次元測定器等により求め、HPマネキンのハンガーバーの角度を補正する。
- (4) ハンガーバーに視認性評価試験のための治具をアイポイント位置に取り付ける。なお、この場合のアイポイント位置はSAE941/ISO4513に定義されるアイリプス中心位置<sup>注</sup>とシーティングレファレンスポイ

ントを結んだ線に沿って日本人補正(-15mm)し、その位置から同じくアイリプス中心位置とシーティングレファレンスポイントを結んだ線に沿って上方25mm及び下方25mmの位置でアイポイント中心から左右対称の間隔(65mm)の点とする。

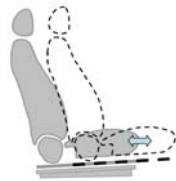

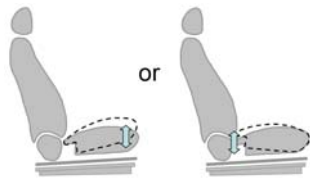
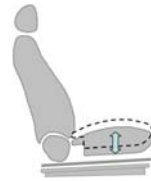

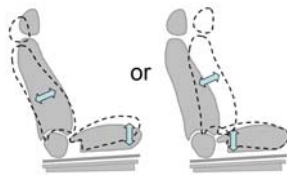
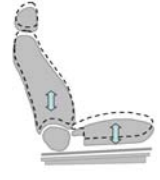



- (5) HPマネキンに設置したアイポイント位置を3次元測定器等により測定する。この際、4.(1)の書面の提出がない場合、測定は行わず試験を実施する。

設計標準アイポイント位置に対し、測定結果が前後・左右・上下において $\pm 10\text{mm}$ 以内であれば試験を実施する。誤差が $\pm 10\text{mm}$ 以内でない場合には、機構と自動車製作者の協議により取扱を決定する。

- (6) HPマネキンの搭載をやり直す場合、搭載を2回やり直しても誤差が $\pm 10\text{mm}$ 以内に収まらない場合は、その状態で試験を実施する。
- (7) 試験自動車の構造上、HPマネキンを搭載してアイポイントを設定出来ない場合は、設計標準位置のシーティングレファレンスポイントからアイポイント位置を設定する。

#### 6.2.2.6 確認方法

視覚警報の視認性の確認を光による明暗表示、カメラによる確認方法のいずれかにより行うか又はその2つの確認方法の併用により、男性のアイポイント（上方25mm）及び女性のアイポイント（下方25mm）からの確認結果を記録すること。

<p>シートレールによる前後方向調整装置 (6.2.2.3(1)関係)</p>  <p>前後方向の中間位置(5.2.2.3) 設計標準位置(5.2.2.4)</p>	<p>シートバック角度調整装置 (6.2.2.3(3)関係)</p>  <p>設計標準位置</p>
<p>シート座面角度調整装置 (チルト or リフタ) (6.2.2.3(5)関係)</p>  <p>設計標準位置</p>	<p>シート座面上下調整装置 (リフタ) (6.2.2.3(2)関係)</p>  <p>上下方向の最低位置</p>
<p>シート座面角度・上下調整装置 (その他) (6.2.2.3(5)関係)</p>  <p>設計標準位置</p>	<p>シートロア・シートバック角度調整装置 (6.2.2.3(5)関係)</p>  <p>設計標準位置</p>
<p>シートロア・シートバック上下調整装置 (リフタ) (6.2.2.3(2)関係)</p>  <p>上下方向の最低位置</p>	<p>シートロア (角度・上下) ・シートバック角度調整装置 (6.2.2.3(5)関係)</p>  <p>設計標準位置</p>
<p>前後・上下・角度一体調整装置 (6.2.2.3(5)関係)</p>  <p>設計標準位置</p>	<p>前後・上下一体調整装置 (リフタ) (6.2.2.3(2)関係)</p>  <p>上下方向の最低位置</p>

付録1 ハンガーバーの補正角度

ハンガーバー角度： $\theta$ (度)	補正角度： $\delta$ (度)
15	1.4
16	2.1
17	2.8
18	3.5
19	4.2
20	4.9
21	5.6
22	6.3
23	7.0
24	7.7
25	8.4
26	9.1
27	9.8
28	10.5
29	11.2
30	11.9

ハンガーバーの補正角度は次式により求める

$$\delta = 0.698 \theta - 9.09 \text{ (注)}$$

(注) SAE J 941 Revised MAR2010 APPENDIX B ISO 4513:2010 Annex B

Fixed seat 95th and 99th percentile tangent cut-off eyellipses for an adult population at a 50/50 gender mix



[自動車製作者等記入用]

1. 自動車諸元

車名・通称名・型式	
車体形状・変速機種類	

2. 助手席ベルト警報 【 有り ・ 無し 】

視覚警報の表示位置	A: 運転席前方 ・ B: 助手席前方 ・ C: センターコンソール部 ・ F: 天井部 G: ルームミラー部 ・ H: その他
視覚警報の視認範囲	A: 運転者席及び対象座席乗員 ・ B: 運転者席のみ ・ C: 対象座席乗員のみ

作動開始条件 (走行開始後)		警報機能の 有り無し	警報の種類※1 (視覚 (点灯・点滅)、聴覚、言語指示)
作動開始速度 (1~10km/h 未満)	km/h		
①60秒以内 (作動開始速度 から警報開始の設定値)	秒	有り・無し	視覚 : 点灯・点滅・言語指示 (テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚 : 音・言語指示 (ボイスメッセージ)
②500m 以内 (作動開始 速度から警報開始の設定値)	m	有り・無し	視覚 : 点灯・点滅・言語指示 (テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚 : 音・言語指示 (ボイスメッセージ)
③25km/h 以内 (作動開始 速度から警報開始の設定値)	km/h	有り・無し	視覚 : 点灯・点滅・言語指示 (テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚 : 音・言語指示 (ボイスメッセージ)

3. 助手席チェンジオブステータス警報 【 有り ・ 無し 】

視覚警報の表示位置	A: 運転席前方 ・ B: 助手席前方 ・ C: センターコンソール部 ・ F: 天井部 G: ルームミラー部 ・ H: その他
視覚警報の視認範囲	A: 運転者席及び対象座席乗員 ・ B: 運転者席のみ ・ C: 対象座席乗員のみ

チェンジオブステータスの種類等	警報機能の 有り無し	警報の種類※1 (視覚 (点灯・点滅)、聴覚、言語指示)	
		有り・無し	視覚 : 点灯・点滅・言語指示 (テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚 : 音・言語指示 (ボイスメッセージ)

4. 助手席初期警報 【 有り ・ 無し 】

作動開始条件 (走行開始時)	作動解除条件	警報機能の 有り・無し	警報の種類※1 (視覚 (点灯・点滅)、聴覚、言語指示)
		有り・無し	聴覚 : 音・言語指示 (ボイスメッセージ)

5. 後席ベルト警報 【 有り ・ 無し 】

視覚警報の表示位置	A：運転席前方 ・ B：助手席前方 ・ C：センターコンソール部 ・ D：窓側後席前方 ・ E：後部センター部 ・ F：天井部 ・ G：ルームミラー部 ・ H：その他
視覚警報の視認範囲	A：運転者席及び対象座席乗員 ・ B：運転者席のみ ・ C：対象座席乗員のみ

作動開始条件 (走行開始時又は走行開始後)		警報機能の 有り無し	警報の種類※1 (視覚(点灯・点滅)、聴覚、言語指示)
①60秒以内(作動開始条件及び作動開始から警報開始の設定値)	(作動開始条件) 秒	有り・無し	視覚：点灯・点滅・言語指示(テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚：音・言語指示(ボイスメッセージ)
②500m以内(作動開始条件及び作動開始から警報開始の設定値)	(作動開始条件) m	有り・無し	視覚：点灯・点滅・言語指示(テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚：音・言語指示(ボイスメッセージ)
③25km/h以内(作動開始条件及び作動開始から警報開始の設定値)	(作動開始条件) km/h	有り・無し	視覚：点灯・点滅・言語指示(テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚：音・言語指示(ボイスメッセージ)
④イグニッションON時 (作動開始条件及び作動開始から警報開始の設定値)	(作動開始条件)	有り・無し	視覚：点灯・点滅・言語指示(テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚：音・言語指示(ボイスメッセージ)
⑤ドア開閉時(作動開始条件及び作動開始から警報開始の設定値)	(作動開始条件)	有り・無し	視覚：点灯・点滅・言語指示(テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚：音・言語指示(ボイスメッセージ)
⑥その他(作動開始条件及び作動開始から警報開始の設定値)※2	(作動開始条件)	有り・無し	視覚：点灯・点滅・言語指示(テキストメッセージ)
		有り・無し	聴覚：音・言語指示(ボイスメッセージ)

6. 後席チェンジオブステータス警報 【 有り ・ 無し 】

視覚警報の表示位置	A：運転席前方 ・ B：助手席前方 ・ C：センターコンソール部 ・ D：窓側後席前方 ・ E：後部センター部 ・ F：天井部 ・ G：ルームミラー部 ・ H：その他
視覚警報の視認範囲	A：運転者席及び対象座席乗員 ・ B：運転者席のみ ・ C：対象座席乗員のみ

チェンジオブステータスの種類等	警報機能の 有り無し	警報の種類※1 (視覚(点灯・点滅)、聴覚、言語指示)
	有り・無し	視覚：点灯・点滅・言語指示(テキストメッセージ)
	有り・無し	聴覚：音・言語指示(ボイスメッセージ)

※1 各座席でSBRの装備状況が異なる場合は、「警報の種類」欄に内容を記載すること。

※2 新たな作動開始条件は、試験実施について事前に機構と協議すること。

付属書2 座席ベルト非着用時警報装置性能試験結果記録

[試験機関記入用]

車名・通称名	型式	車台番号	試験年月日	担当者
NASVA・JNCAP	ABA-123	123-456789	H21.6.10	

**助手席**

【助手席ベルト警報】

対象座席	警報装置の作動適否			視覚警報						
	時間	距離	速度	点灯	点滅	文字 (言語)	表示位置 (A~H)	視認範囲 (A~C、否)	警報時間 (30秒以上)	座席ベルト着用 時の警報解除
助手席(外側)	適	適	—	—	○	—	A	A	適	適
対象座席	聴覚警報					備考				
	音	音声 (言語)	聴音範囲 (A~C、否)	警報時間 (30秒以上)	座席ベルト着用時 の警報解除					
助手席(外側)	○	—	A	適	適					

【チェンジオブステータス警報】

対象座席	警報装置 の 作動適否	視覚警報						
		点灯	点滅	文字 (言語)	表示位置 (A~H)	視認範囲 (A~C、否)	警報時間 (30秒以上)	座席ベルト着用時の 警報解除
助手席(外側)	適	—	○	—	A	A-	適	適
対象座席	聴覚警報					備考		
	音	音声 (言語)	聴音範囲 (A~C、否)	警報時間 (30秒以上)	座席ベルト着用時の 警報解除			
助手席(外側)	○	—	A	適	適			

\* 「表示位置」欄には次の記号で記載すること。また、「H」を記載した場合には、備考欄に詳細な位置を記載すること。

A：運転席前方 B：助手席前方 C：センターコンソール部 F：天井部 G：ルームミラー部 H：その他

\* 「視認範囲、聴音範囲」欄には、次の記号で記載すること。

A：運転者席及び対象座席乗員 B：運転者席のみ C：対象座席乗員のみ 否：確認できず

## 後部座席

### 【後席ベルト警報】

対象座席	警報装置の作動適否						視覚警報							
	時間	距離	速度	イグニッションON時	ドア開閉時	その他	点灯	点滅	文字	表示位置(A~H)	視認範囲(A~C、否)	警報時間(30秒以上)	座席ベルト着用時の警報解除	
2列目(左外)	適	適	—	—	—	—	—	○	—	C	A	適	適	
2列目(中央)	適	適	—	—	—	—	—	○	—	C	B	適	適	
2列目(右外)	適	適	—	—	—	—	—	○	—	C	B	適	適	
対象座席	聴覚警報										備考			
	音	音声(言語)	聴音範囲(A~C、否)	警報時間(30秒以上)	座席ベルト着用時の警報解除									
2列目(左外)	—	—	—	—	—									
2列目(中央)	—	—	—	—	—									
2列目(右外)	—	—	—	—	—									

### 【チェンジオブステータス警報】

対象座席	警報装置の作動適否	視覚警報						
		点灯	点滅	文字(言語)	表示位置(A~H)	視認範囲(A~C、否)	警報時間(30秒以上)	座席ベルト着用時の警報解除
2列目(左外)	適	—	○	—	C	A	適	適
2列目(中央)	適	—	○	—	C	B	適	適
2列目(右外)	適	—	○	—	C	B	適	適
対象座席	聴覚警報						備考	
	音	音声(言語)	聴音範囲(A~C、否)	警報時間(30秒以上)	座席ベルト着用時の警報解除			
2列目(左外)	—	—	—	—	—			
2列目(中央)	—	—	—	—	—			
2列目(右外)	—	—	—	—	—			

### 【後席視覚警報視認性】

対象座席	設計標準アイポイント	測定アイポイント(前後・左右・上下±10mm以内)	視認性の確認		備考
			明暗表示	カメラ	
2列目(左外)			否	—	
2列目(中央)			A	—	2列目(右外)で代表
2列目(右外)			A	—	

\* 「表示位置」欄には次の記号で記載すること。また、「H」を記載した場合には、備考欄に詳細な位置を記載すること。

A：運転席前方 B：助手席前方 C：センターコンソール部 D：窓側後席前方 E：後部センター部 F：天井部 G：ルームミラー部 H：その他

\* 「視認範囲、聴音範囲」欄には、次の記号で記載すること。

A：運転者席及び対象座席乗員 B：運転者席のみ C：対象座席乗員のみ 否：確認できず

\* 【後席視覚警報視認性】の「視認性の確認」欄には、次の記号で記載すること。

A：男性及び女性 B：男性のみ C：女性のみ 否：確認できず